

# Let's have a break!

国際特別委員会

## 国際間の情報交換制度について

近年、多国籍企業や富裕層の国際的な租税回避行為や海外への資産隠しが国際社会において大きな問題となっています。さらに2年前に表面化した「パナマ文書」で、課税逃れの実態が浮き彫りになり、税の公平性への関心がさらに高まりました。

このような問題に対応するため、平成30年度から、各国の税務当局間で口座情報を交換するCRS (Common Reporting Standard=共通報告基準)が始まりました。海外の金融機関を使用した租税回避への対応を目的に、経済協力開発機構(OECD)が策定し公表しました。各国の税務当局が、自国の金融機関から非居住者の氏名、住所、口座残高、利子・配当の年間受取額等の報告を受け、自動的に交換する仕組みです。これまで各国の税務当局間で情報交換は行われていましたが、個

人や法人を特定し、基本的に書類で情報の交換を行っていました。

今回導入されるCRSは、大量の口座残高等の情報を電子データで瞬時に交換します。日本を含む101か国・地域が開始を表明しており、英領ケイマン諸島など多くの租税回避地(タックス・ヘイブン)も参加しています。

日本は、平成29年(暦年)分の口座情報について、平成30年4月末までに金融機関から報告を受け、同年9月末までに外国の税務当局への初回の提供を開始する予定となっています。一部の国では、1年前倒して情報提供する国もあり、国税庁にもこれらの情報が提供されていると思われ、今後これらの口座情報の確認が行われるものと考えられます。(渡辺和栄)